

一般社団法人 日本ホリスティックニュートリション協会 ストレスニュートリション®認定講師規約

第1条（趣旨）

この規約は、一般社団法人 日本ホリスティックニュートリション協会（以下 JHNA という）が認定するストレスニュートリショニスト講師（以下、認定講師という）および、認定講師が開催する講座について規定する。

第2条（認定講師の定義）

- 1 JHNA 認定ストレスニュートリショニスト（以下 STN とする）は、JHNA の承認を受け、登録することにより、「認定講師」として活動することができる。
- 2 認定講師は、JHNA の著作物/コンテンツを使用し、JHNA が定めるガイドラインに則り第10条に規定する「ストレスニュートリション®体験講座」（以下、体験講座という）および「ストレスニュートリション®入門講座」（以下、入門講座という）を、独自で開講することができる。
- 3 認定講師は、経験を積むことでマスター講師となり、STN 認定講座を教えることが可能となる。
- 4 認定講師には、JHNA 主催の講座/セミナー講師を依頼することがある。
- 5 認定講師は、活動の実施・運営において JHNA が定める範囲内で認定講師の名称および下記ベーシック講座のシンボルマークを使用することができる。



第3条（認定講師の申請資格）

認定講師としての登録を希望するものは、以下の要件を満たさなくてはならない。

- 1 STN の資格をもつ、JHNA の個人会員であること。
- 2 会費などを正しくおさめていること
- 3 「認定講師勉強会」を受講していること。
- 4 認定講師登録料および所定のコンテンツ使用料をおさめること。
- 5 JHNA の諸規約を厳守していること。

第4条（認定講師勉強会）

- 1 認定講師登録を希望する STN は、「認定講師勉強会」を受講しなければならない。
- 2 認定講師勉強会の受講料は、22,000 円とする。
- 3 JHNA は認定講師勉強会を、必要に応じて開催するものとする。開催にあたっては、3 か月前に告知する。但し、申し込み人数が3名以下の場合は、開催を見合わせる。

第5条（認定講師の申請と承認）

認定講師としての登録を希望するものは、「認定講師勉強会」を受講し「JHNA 認定講師申請書」（指定書式）を提出し、承認を受けなければならない。

- 1 認定講師は、申請承認後、JHNA が定める期間内に登録料を納めるものとする。
- 2 前項の納入日をもって、認定講師登録日とする。

第6条（認定講師登録料）

認定講師の新規登録料は、11,000円とする。

第7条（登録期間と更新）

- 1 認定講師の登録期間は、認定講師登録日から1年間とし、更新料は11,000円とする。
- 2 更新手続きは自動更新とし、所定の更新料の納付をもって更新手続きの完了とする。

第8条（コンテンツ使用权）

- 1 認定講師は、第10条に規定する「体験講座」および「入門講座」を開講するにあたって、JHNAの著作物／コンテンツを使用することができる。
- 2 認定講師は特定の題目の勉強会を修了し、所定のコンテンツ使用料を収めることで、講座開講に必要なコンテンツの使用が可能となる。
- 4 各題目のコンテンツは、認定講師に対し、パワーポイント・データで渡すものとする。認定講師は、最善の注意をもって、コンテンツ・データの保存/保管にあたるものとする。
- 5 コンテンツ・データは認定講師本人のみが使用するものとし、第三者に対してこれを使用させてはならない。
- 6 認定講師は、他講座／イベントと組みあわせて（プログラムの一部に「ベーシック講座」を実施）本コンテンツを使用することができる。
- 7 認定講師は、本コンテンツの改変、翻案、加工、また、その他の方法によって変更を加えないものとする。
- 8 認定講師登録の取り下げ、取り消しなどの場合は、JHNAが提供したパワーポイント・データなどの資料を即座に完全消去し、将来に向かって使用しないものとする。

第9条（コンテンツ使用料）

- 1 コンテンツ使用料は、「体験講座」および「入門講座」の各題目につき11,000円とする。
- 2 認定講師は、初回の講座題目に関しては、認定講師登録料とともにJHNAに収めるものとする。
- 3 認定講師は、コンテンツの使用期間、回数などに制限はなく、認定講師資格が継続している限り使用をつづけることができる。
- 4 認定講師によるコンテンツ・データの紛失、破壊、誤消去に際して、JHNAはコンテンツ・データを再発行しない。

第10条（講座開催）

- 1 認定講師は、体験講座、入門講座に即した内容で以下の講座の開催ができるものとする。
 - a. ストレスニュートリション® 体験講座
 - b. ストレスニュートリション® 入門講座
 - c. JHNAは、上記講座以外にも随時コンテンツを追加していくものとする。
 - d. 認定講師は、上記講座を各単独講座として、また、連続講座として第三者に提供することができる。

- 2 各講座の所要時間は原則2時間として、第11条に定める教材/テキストを使用するものとする。
- 3 認定講師が受講生から徴収する受講料(参考)は、a. 体験講座3,300円、b. 入門講座(全3回)33,000円(テキスト代込み)。
- 4 認定講師は、SNの各講座を実施する場合には、「ストレスニュートリション®」の名称を正しく受講者に伝えるものとする。
- 5 原則として講義中の写真/ビデオ撮影、録音、携帯電話の使用は禁止する。

第11条(教材/テキスト)

- 1 受講生用テキストは、認定講師自身が、JHNAから提供を受けたパワーポイント・データを受講者数に応じてプリントアウトして、受講生に提供するものとする。
- 2 コンテンツ使用に関しては、第8条の定めのとおりとする。

第12条(講座開催におけるトラブル対応)

- 1 認定講師が企画し実施したSNベーシック講座において、参加者その他の第三者との間で紛争が生じた場合には個人の責任で解決にあたるものとし、JHNAは一切の責任を負わないものとする。
- 2 認定講師は、自らの企画をJHNAの主催と誤解させないように注意するものとする。

第13条(受講生の募集)

- 1 認定講師は、受講生の募集にあたって、原則として個人名を募集元とし、屋号、店舗名などを併記、第2条に定める入門講座のシンボルマークを使用する。
- 2 認定講師で希望するものはJHNAメールマガジン、JHNAのオフィシャルサイトおよびブログに講座の開講日・開講地、募集人数、開講者名などを記載し、告知することができる。
 - a. 上記の場合、認定講師は開講予定が決まり次第、遅くとも開講予定1か月前までに、JHNA規定のフォームにて掲載依頼をするものとする。
 - b. 万が一、JHNAのサイトやブログ掲載後に講座がキャンセルになった場合、認定講師は、すみやかに掲載削除依頼をJHNA事務局に提出しなければならない。
- 3 認定講師独自のウェブサイト、チラシなどで、自ら開催するSN講座の宣伝を行う場合、デザインや内容についてアドバイスが必要であれば、JHNAはこれを提供する。

第14条(開講報告)

- 1 認定講師は、開講後すみやかに、開講日、開講題目および実際の受講生の人数をJHNAに報告するものとする。

第15条(認定講師の義務)

- 1 認定講師は、本規則及びJHNAの定めるその他諸規約を遵守する。
- 2 認定講師は、JHNAの講師制度を理解し、その運営に協力しなければならない。
- 3 認定講師は、JHNA又は講師制度の運営に支障をきたすおそれのある事由が生じた場合は、すみやかにJHNAに報告しなければならない。
- 4 認定講師は、受講者ら及び当該講師の関係者からのクレームに対して、自己の責任において、迅速かつ誠実に対応し、適正に処理解決する。

第 16 条（個人情報の保護）

認定講師は個人情報の保護に留意し、知り得た個人情報を第三者に開示あるいは漏洩しないこと、また、本規則の目的以外に使用しないものとする。

第 17 条（登録内容の変更）

認定講師は登録の申請事項に変更が生じた場合には、速やかに変更届を JHNA に提出しなければならない。（書類：「認定講師変更届」）

第 18 条（認定講師登録の取り下げ）

- 1 講師側から認定講師登録を取り下げる場合(更新を希望しない場合も含む)には、1 か月前までに取り下げ届を JHNA 事務局に提出するものとする。（書類：「認定講師認定取下げ届」）
ただし、講座開講中の取り下げは、これを認めない。
- 2 やむを得ず受講生が在籍する講座開催中に認定講師登録を取り下げる場合は、その受講生らに対して、認定講師の責任においてしかるべき対応をするものとする。ただし JHNA は、その受講生らに対して何らかの責任を負わない。

第 19 条（報告、調査）

- 1 JHNA は、認定講師が本規約及びその他諸規約に従わないなど、必要があると認めるときは、文章または口頭による報告及び資料の提出（以下「報告書」という）を求めることができる。
- 2 JHNA は、次の各号に該当する場合、認定講師及び関係者への聞き取り調査をすることができる。認定講師はその調査に協力しなければいけない。
 - a. ベーシック講座の講義において JHNA の定めとは異なるテキストやカリキュラムを使用していると疑われるとき。
 - b. 広告その他が適当でないと疑われるとき。
 - c. 認定講師に対する受講生からの苦情が少なからず JHNA に寄せられたとき。
 - d. JHNA に提出する書類の不備・過誤がくり返されたとき。
 - e. 認定講師制度を利用して、JHNA の目的に反した活動を行ったとき。
 - f. 前項の JHNA による報告等の求めに対して、認定講師が応じないとき。

第 20 条（指示・警告）

- 1 JHNA は、認定講師に対して、前条 1 項および 2 項の結果について、必要な指示および警告をすることができる。
- 2 前条第 1 項および前条第 2 項に対して、認定講師が協力しないときにも同様とする。

第 21 条（認定講師登録の取り消し）

JHNA は、認定講師が前条の指示・警告に従わないときは、認定講師登録を取り消すことができる。

第 22 条（法令遵守）

認定講師は、この規則に定めるほか、消費者契約法、割賦販売法、特定商取引法、景品表示法などで

消費者を保護し、医薬品、医薬機器などの品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）、食品安全基本法、食品衛生法、健康増進法を遵守しなければならない。

第 23 条（本規約の改正）

- 1 JHNA は、法律の変更その他の理由によりこの規約を変更する必要があるときは、変更内容についてウェブサイト掲示等の方法で告知することにより、これを変更できるものとする。
- 2 改正後の規約は、JHNA ウェブサイトに掲載した時点をもって、効力を生ずる。

第 24 条（協議事項）

本規約に関して疑義が生じた場合、または本規約に定めなき事項については、認定講師は誠実に JHNA と協議をすることとする。

2021 年 4 月 1 日（改訂）

2019 年 9 月 1 日